

① 認可保育園と認証保育園の違いは？

下表にあるとおり、施設面、人員配置基準、申込方法、保育料について主に違いがあります。

○認証保育園と認可保育所との差異

区分	認証保育園（主な認証基準）	認可保育所（公立・私立）
定義	保育を必要とする児童を保育する目的で設置され、認可を受けていない施設（認可外保育施設）。 その中で一定の基準を満たし、市が「認証保育園」として認証した施設。 市が指導監督を行い、年1回定期立入検査、その他随時検査にて「認証基準：守谷市乳幼児保育室事業実施要綱」を満たしているかを確認。	保育を必要とする児童を保育する目的で設置され、県で認可を受けた施設。 県が指導監督を行い、年1回定期立入検査、その他随時検査にて「認可基準：児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（茨城県条例）を満たしているかを確認。
設置者	個人・法人・任意団体	公立：守谷市 私立：法人
定員	10人以上	原則として60人以上
1人あたりの保育室面積	0歳児 1.65平方メートル以上 1歳児 1.65平方メートル以上 2歳児以上 1.98平方メートル以上	0歳児 4.95平方メートル 1歳児 4.95平方メートル （乳児室・ほふく室込み） 2歳児以上 1.98平方メートル
対象者	市内に住所を有し、保育が必要な小学校就学前児童であって、認可保育所への利用保留となっている児童	保育が必要な小学校就学前児童
屋外遊戯場	設けることが必要（代替の公園等の場合あり）	2歳児以上1人あたり 3.3平方メートル （一部代替の公園等の場合あり）
保育士（有資格）の配置基準	0歳児 3人に対して1人 1、2歳児 6人に対して1人 3歳児 20人に対して1人 4歳児以上 30人に対して1人 ※保育従事者の3分の1以上は、保育士、保健師、看護師、助産師であること。保育従事者の3分の2以上は常勤職員。	0歳児 3人に対して1人 1、2歳児 6人に対して1人 3歳児 20人に対して1人 4歳児以上 30人に対して1人 ※必要数すべて保育士（有資格）を配置する（経過措置あり）。

給食	自園調理により提供 ※調理室等を有しない場合は、民間給食サービス等の給食で対応可	自園調理により提供
保育内容	保育所保育指針に則った保育	保育所保育指針に則った保育
開所時間	1 1 時間以上	1 1 時間を基本
保育料	市で定める保育料(年齢別に設定)を認証保育所が徴取します(その他、園により延長保育料などの設定あり)。	市が定める保護者の税額に応じた保育料を市が徴取します(その他、施設により制服代や延長保育料などの設定あり)。
申込方法	認証保育園と保護者との間で直接契約	市に申し込む
財源内訳	市：全額	国：1/2 県：1/4 市：1/4

② 認証保育園に預ける場合、どのように異なるのか？

預ける親の視点から見た場合、上記の表にあるとおり、保育料や保育士配置基準等の点で異なります。

一方で、利用に対しては、認証保育園は市内に住所を有し、保育が必要な小学校就学前児童であって、認可保育所への利用保留となっている児童が利用する施設であることは前述しておりますが、認証保育園と認可保育園の大きな違いとして、利用する期間が認可保育園は原則、入園してから小学校入学前まで利用できるのに対し、認証保育園では、利用保留となっている期間のみ適用できることがあげられます。

つまり、認可保育園が利用できるまでの一時的な受け入れ施設であるため、毎年度、認可保育園への入所申込を行っていただき、その結果、利用保留となった際に改めて認証保育園と契約する必要があります。

③ 認証保育園を利用している場合、認可保育園に空きが出来た場合は、優先的に入れるのか？(最初の待ち番号順に入れるのか)

入所選考基準により、認可外保育所(認証保育園を含む。)を週4日以上利用している場合、調整点数として40点の加点があります。なお、産休・育児休暇中に自宅で保育している場合は36点の加点となっており、認証保育園を利用する場合の方が点数を高く設定しているため、選考順位が高くなるように配慮されています。